

令和7年第4回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和7年4月24日（木） 13時34分開会
13時51分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	湯ノ口 繁生
教育総務課長	水流 弘樹
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	久保園 眞弘
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 報告第4号 指宿市今村光雄奨学資金条例施行規則の一部改正について
 - ・ 日程第2 報告第5号 指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則の一部改正について
 - ・ 日程第3 報告第6号 指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部改正について
 - ・ 日程第4 議案第13号 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の任命について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただ今から、令和7年第4回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和7年第3回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますので、ご覧ください。

まずは、令和7年度が始まりました。教育委員の皆様、今年度もよろしくお願ひいたします。

それでは、項目1です。

4月1日と2日、新任教頭、指宿商業高等学校、部課長、新規採用職員、教育委員会事務局職員の辞令交付式を行いました。新メンバーを加えて、今年度がスタートしたところでございます。

項目2です。

4月2日、指宿地区安全運転管理協議会によるタスキ贈呈式がありました。新中学1年生へ反射材付きのタスキの贈呈がありました。今年度もタスキの活用を含めて、学校、家庭、地域と連携して、交通安全に努めていくよう指導していきたいと考えております。

項目3、項目4です。

4月3日、各学校で、子供たちのためにサポート及び授業をしていただいている支援員の方々等に、勤務条件通知書を交付いたしました。今年度も児童生徒の様々な支援並びに外国語活動等への協力をお願いをいたしました。

項目5です。

4月4日、指宿市民会館で、市長、議長、文教厚生委員会委員長にご出席いただき、新たに指宿市に赴任した62名の転入教職員宣誓式が行われました。教育委員の皆様にもご出席いただき、ありがとうございました。指宿の子供たちのために学び続けることを忘れずに、子供たちを良い言葉で育てていただくようお願いをしたところでございます。

項目6です。

4月7日、「春の全国交通安全運動」街頭キャンペーンが、小牧入口交差点で行われ、参加をいたしました。多くの関係者の方々が参加し、交通安全を呼び掛けていただきました。

項目7、項目8、項目9です。

同じく7日、魚見小学校、開聞中学校の入学式、8日、指宿商業高等学校の入学式に出席し、告辞を述べさせていただきました。委員の方々にも告辞を述べていただき、ありがとうございました。天気にも恵まれ、桜の花も咲き誇る中、それぞれの学校で、初々しい新入生を温かく迎える入学式を行っていただきました。

項目10です。

4月8日、第36回いぶすきシルバー美術展実行委員会に出席し、委嘱状の交付を行いました。今年も、意欲ある60歳以上の方々が多くの作品を出品され、指宿の文化の香るまちづくりに貢献する美術展になるようお願いいたしました。

項目11です。

4月11日、山川小学校のスクールバス降車訓練を視察いたしました。子供がバスの中に取り残される事故が過去にありましたので、特に新1年生にとっては、自分の命を守る大事な訓練になっているということを感じました。

項目12です。

4月16日、第1回校長研修会を行いました。6名の新しい校長先生を迎え、新年度がスタートいたしました。それぞれの学校の校風を大事にして、保護者や地域の協力を得ながら、職員の心を揃えて、学校経営を行っていただくようお願いをいたしました。

項目13です。

4月18日、県庁におきまして教育行政連絡会が行われ、今年度の教育行政関係各課の説明を受けました。その後、今年度の人事異動の総括について説明があり、最後に、市立高等学校を持つ5市の教育長会で情報交換会をいたしました。

項目14です。

本日、4月24日、山川高等学校支援活性化対策協議会に、別府委員と出席いたしました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第4号、指宿市今村光雄奨学資金条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第1、報告第4号、指宿市今村光雄奨学資金条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市今村光雄奨学資金条例施行規則の一部を別紙のとおり改正しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

この改正は、これまで高校生等を対象に奨学資金を支給していましたが、指宿市新小田奨学資金基金が令和7年度中に枯渇する見込みであることから、現在、大学生等を対象としております、今村光雄奨学資金の交付対象者を高校生等まで広げて支給するために、規則の一部改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、新旧対照表で説明いたしますので、6ページをご覧ください。

まず、第2条として、定義を追加するものであります。

次に、第3条として、見出しを「願い出」から「申請」に改め、今村光雄奨学生推薦調書（第2号様式）を加えるとともに、申請書類の提出条件等を整理しようとするものであります。

次に、第3条、7ページの第5条第2項、第7条、8ページの第8条第2項、同条第4項及び第9条第1項において、高校生等については申請、各種届出、通知等を在学学校長を通じて行うこととするものであります。

次に、7ページにお戻りいただきまして、第5条の第1項として、「奨学生希望者及びその父母等の課税状況及び納税状況」を加え、審査の内容を明確にしようとするものであります。

これらの改正に伴い、各種様式についても所要の改正を行うものであります。

なお、附則において、施行期日を令和7年4月1日としております。

以上で、報告を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第4号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に、日程第2、報告第5号、指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第2、報告第5号、指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の23ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則の一部を別紙のとおり改正いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、25ページをご覧ください。

第3条第3号の「市の機関」を「公的機関」に、「地域福祉課」を「福祉事務所」に、併せて第6条の「前項」を「前条」に改めるものであります。

なお、附則において、施行期日を令和7年4月1日としております。
以上で、報告を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
以上で、日程第2，報告第5号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に、日程第3，報告第6号，指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第3，報告第6号，指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の26ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、指宿市読書推進のためのブックスタート事業実施要綱の一部を別紙のとおり改正しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、28ページをご覧ください。併せまして、お手元に追加で配布をしております資料、令和7年度組織機構再編方針の3ページをご覧ください。

令和7年度組織改編に伴い、第2条第1項中「健康増進課」を「こども課」に、「並びに山川図書館」を「及び山川図書館」に改めるものであります。

なお、附則において、施行期日を令和7年4月1日としております。
以上で、報告を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

こども課という名前は初めて聞いたので、この再編の一覧を配っていただいて、ありがとうございます。

健康増進課から、こども課へ事業が移った経緯を教えてください。

(上蘭課長)

旧健康増進課に保健師さんがいる係があり、そちらの方と連携をして、この事業を進めていたのですが、その係が、こども課に移りましたので、この事業関連の課も、こども課に移ったということでございます。

(福富委員)

以前は地域福祉課にあった，こども保育係と，こども相談係，そして，健康増進課にあった健康指導係が，おやこ保健係に変更となり，その3係が一緒になって，こども課になったということですね。

(上園課長)

そうです。

(福富委員)

分かりました。ありがとうございます。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第3，報告第6号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に，日程第4，議案第13号，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第4，議案第13号，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の任命について，提案のご説明を申し上げます。

資料の29ページをご覧ください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第3項の規定に基づき，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員を次のとおり任命したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

協議会の委員は，指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第3項において，「学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が任命する。」と定められております。

今回の委員のうち新任は，学識経験者の鐘ヶ江賢二氏の1名で，再任は，学校教育関係者の四元健太郎氏，社会教育関係者の田代秀敏氏，家庭教育の向上に資する活動を行う者として若松さやか氏，高橋友記子氏，学識経験者の中野訓氏，下拂岳人氏の6名であります。

なお，任期は令和7年4月27日から令和9年4月26日までの2年間であります。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
日程第4，議案第13号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第4，議案第13号は、提案のとおり同意することといたします。
以上で、本日、予定しておりました議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。
何かございませんでしょうか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和7年第4回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。